

大田市地域包括支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第15号

大田市地域包括支援センター規則の一部を改正する規則

大田市地域包括支援センター規則(平成18年大田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の39」を「第115条の46」に改める。

第2条第1項の表中「ロ1, 111番地」を「イ128番地」に改める。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 地域ケア会議の専門部会(個別ケース検討会議)を開催し、検討会議により抽出された課題を、地域ケア会議(推進会議)へ繋げること。

第3条第1項第7号を削る。

第6条中「所長」を「センター長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。